

日付：令和7年9月26日

○宅地建物取引業法施行細則

昭和56年5月30日規則第109号

改正

昭和57年5月19日規則第39号
昭和57年5月31日規則第44号
昭和62年12月22日規則第91号
昭和63年3月29日規則第17号
平成元年4月28日規則第83号
平成2年8月28日規則第51号
平成4年10月30日規則第74号
平成5年3月31日規則第43号
平成6年3月31日規則第108号
平成6年9月30日規則第166号
平成7年3月31日規則第58号
平成8年3月29日規則第66号
平成11年3月31日規則第28号
平成12年3月31日規則第109号
平成12年9月29日規則第137号
平成12年12月19日規則第153号
平成17年3月4日規則第25号
平成17年8月2日規則第141号
平成20年7月25日規則第89号
平成22年3月30日規則第16号
平成23年3月29日規則第27号
平成24年3月30日規則第52号
平成24年7月6日規則第81号
平成25年3月29日規則第42号
平成27年3月31日規則第58号
平成29年5月30日規則第71号
令和元年6月25日規則第15号
令和元年12月13日規則第53号
令和3年1月19日規則第6号
令和3年9月28日規則第80号
令和7年3月28日規則第49号

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

宅地建物取引業法施行細則

目次

第1章 免許（第1条～第6条）

第2章 宅地建物取引業者名簿等の閲覧等（第7条～第13条の2）

第3章 宅地建物取引士（第14条～第21条）

第4章 営業保証金（第22条・第23条）

第5章 雜則（第24条～第27条）

附則

第1章 免許

（免許申請書の添付書類）

第1条 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）第1条の2

第1項第4号に規定する地図は、事務所の位置及び最寄りの交通機関、近くの公共施設等の位置を明示したもので、それらの位置から事務所までの徒歩による所要時間を記載したものとする。

2 省令第1条の2第1項第4号に規定する事務所の写真は、次のとおりとする。

- (1) 事務所の外部から建物の全景を撮影したもの 1枚以上
- (2) 事務所の入口付近を撮影したもので商号又は名称の確認ができるもの 1枚以上
- (3) 事務所の内部を方向を変えて対角線方向に撮影したもの（免許の更新の申請の場合にあっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第46条第4項に規定する報酬額表及び法第50条第1項に規定する標識の内容の確認ができるもの） 3枚以上
- (4) 写真の大きさ 縦8.5センチメートル、横11.5センチメートル

3 省令第1条の2第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第1条の2第1項第1号に規定する法第3条第1項の免許を受けようとする者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する登記事項証明書又は宅地建物取引業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書
- (2) 事務所の平面図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

第2条 削除

（変更届出書の添付書類）

第3条 省令第5条の2第1項に規定する変更届出書には、同条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の商号若しくは名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る場合 登記事項証明書
- (2) 宅地建物取引業者が法人である場合の役員の変更に係る場合 役員の変更に係る事項を記載した登記事項証明書

- (3) 知事が必要と認める場合は、印鑑登録証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第4条及び第5条 削除

(廃業等届出書の添付書類)

第6条 省令第5条の4に規定する廃業等届出書（知事に廃業等の届出をする場合の廃業等届出書に限る。）には、次の書面を添付しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業者免許証
- (2) 法第11条第1項第1号に係る場合は、当該事由を証する書面
- (3) 法第11条第1項第2号又は第4号に係る場合は、閉鎖事項証明書
- (4) 法第11条第1項第3号に係る場合は、裁判所が破産管財人に交付するその選任を証する書面
- (5) 知事が必要と認める場合は、印鑑登録証明書

第2章 宅地建物取引業者名簿等の閲覧等

(宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置)

第7条 省令第5条第1項に規定する宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、県土整備局事業管理部建設業課内に置く。

(閲覧時間等)

第8条 閲覧所における閲覧時間は、神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）

第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時30分までとする。

2 知事は、法第10条の規定により閲覧に供することとされている宅地建物取引業者名簿及び特定書類又はこれらの写し（以下「宅地建物取引業者名簿等」という。）の整理等のため必要があると認めるときは、前項の県の休日以外の日を宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供しない日とし、又は同項の閲覧時間を変更することができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

第9条及び第10条 削除

(閲覧の手続)

第11条 宅地建物取引業者名簿等を閲覧しようとする者は、宅地建物取引業者名簿等閲覧請求書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(閲覧上の注意)

第12条 宅地建物取引業者名簿等を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧所内において閲覧し、宅地建物取引業者名簿等を外部に持ち出してはならない。

2 閲覧者は、係員の指示に従つて閲覧し、宅地建物取引業者名簿等は丁重に取り扱わなければならぬ。

(閲覧の停止又は禁止)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 宅地建物取引業者名簿等を破り、汚し、若しくは加筆した者又はそのおそれがある者
- (3) 宅地建物取引業者名簿等の閲覧に際して他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがある者
(写しの交付の手続)

第13条の2 宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）第1条の規定により宅地建物取引業者名簿等の写しの交付を請求しようとする者は、宅地建物取引業者名簿等の写しの交付請求書（第1号様式の2）を知事に提出しなければならない。

第3章 宅地建物取引士

（実務経験）

第14条 法第18条第1項に規定する実務の経験の期間の計算は月を単位として行い、1月に満たない日数についてはこれを合算して20日を1月として行う。この場合において、対象となる実務の経験は申請日から起算して10年以内のものとする。

（登録の移転）

第15条 法第19条の2の規定により知事に登録の移転の申請をしようとする者は、省令第14条の5第1項に規定する登録移転申請書に県内に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事していることを証する書面を添付しなければならない。

（変更の登録）

第16条 省令第14条の7第1項に規定する変更登録申請書には、登録を受けている事項に変更があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 前項の変更登録申請を本人以外の代理人が行う場合は、申請行為の委任を受けた旨の委任状を添付してこれを行うことができる。

（死亡等届出書の添付書類）

第17条 省令第14条の7の2第1項に規定する死亡等届出書には、法第21条第1号の場合にあつては、当該届出書に係る事由を証する書面を添付しなければならない。

第18条 削除

（登録申請書等の経由）

第19条 次に掲げる書類は、知事が当該書類の受付の事務を委託した者を経由して提出しなければならない。

- (1) 法第19条第1項に規定する登録申請書
- (2) 省令第14条の5第1項に規定する登録移転申請書
- (3) 省令第14条の7第1項に規定する変更登録申請書
- (4) 省令第14条の10第1項に規定する宅地建物取引士証交付申請書
- (5) 省令第14条の13第2項に規定する宅地建物取引士証書換え交付申請書
- (6) 省令第14条の15第2項に規定する宅地建物取引士証再交付申請書

2 知事は、前項に規定する事務の委託をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(登録の消除の申請)

第19条の2 法第22条第1号の規定による登録の消除の申請は、宅地建物取引士資格登録消除申請書(第1号様式の3)により行うものとする。

(宅地建物取引士証の交付を受けようとする者等が受講すべき講習の指定)

第20条 法第22条の2第2項(第22条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による講習の指定を受けようとする者は、知事の定めるところにより申請しなければならない。

(宅地建物取引士証の返還の申請)

第21条 法第22条の2第8項の規定による請求は、宅地建物取引士証返還請求書(第2号様式)により行うものとする。

第4章 営業保証金

第22条 削除

(営業保証金取戻し)

第23条 宅地建物取引業者営業保証金規則(昭和32年法務省・建設省令第1号。以下「営業保証金規則」という。)第7条第1項第3号及び第2項第3号の申出書は、債権申出書(第2号様式の2)とする。

- 2 営業保証金規則第7条第3項の規定による届出は、当該公告の掲載された官報を掲示し、営業保証金取戻し公告済届出書(第3号様式)に当該公告の写しを添付して行わなければならない。
- 3 営業保証金規則第8条第1項の規定による請求は、供託書の正本を提示し、債権申出書不提出証明書交付請求書(第4号様式)に当該供託書の写し及び営業保証金取戻し公告済届出書の写しを添付して行わなければならない。
- 4 営業保証金規則第8条第2項の規定による請求は、債権の総額に関する証明書等交付請求書(第5号様式)により行うものとする。

第5章 雜則

(書類の提出部数)

第24条 法第4条第1項、第9条第1項、第11条第1項、第19条の2、第21条、第22条第1号及び第22条の2第1項並びに営業保証金規則第7条第3項並びに第8条第1項及び第2項の規定により知事に提出する書類の部数は、正本及びその写し各1部とする。

- 2 法第20条の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及びその写し2部とする。
- 3 法第25条第4項(法第26条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第2項、省令第15条の4及び省令第15条の4の2の規定により知事に届け出る書類は、正本およびその写し各1部とする。
- 4 前項の届出の際には届出に係る供託書の正本を提示しなければならない。

(書類の受付時間)

第25条 法、省令、営業保証金規則及びこの規則に基づき知事に提出する書類(国土交通大臣に提出する書類で知事を経由するものを含む。)の受付時間は、県の休日を除く日の午前10時から午後3

時までとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、受付時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を受付場所に掲示するものとする。

(添付書類の有効期間)

第26条 法第4条第1項に規定する免許申請書に添付する書類のうち、省令第1条の2第1項第1号及び第10号から第12号まで並びに同条第2項の書面並びに第1条第3項第1号の書面は、新規の免許申請又は免許の更新の申請をする日前3月以内に作成されたものでなければならない。

2 省令第5条の2第1項に規定する変更届出書に添付する書類のうち、省令第1条の2第1項第1号の書面及び第3条各号に規定する書面は、変更の届出をする日前3月以内に作成されたものでなければならない。

3 法第19条第1項に規定する登録申請書に添付する書類のうち、省令第14条の3第3項第3号並びに同条第4項及び第5項の書面は、登録を申請する日前3月以内に作成されたものでなければならない。

4 第16条に規定する変更登録申請書に添付する証明書等の書面は、変更登録申請する日前3月以内に作成されたものでなければならない。

(免許証の交付)

第27条 法第6条の規定による免許証の交付は、法第25条第4項の届出があつたときに行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 宅地建物取引業法施行細則（昭和40年神奈川県規則第28号）は、廃止する。

(経過措置)

3 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律（昭和55年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第4項の規定により、改正法による改正後の法の規定の適用を受ける者を専任の取引主任者とする場合にあつては、法第4条第1項に規定する免許申請書に法第18条第1項の登録を受けた者であることを証する書面を添付しなければならない。

4 前項の場合においては、第2条第4号の規定は適用しない。

附 則（昭和57年5月19日規則第39号）

この規則は、昭和57年5月20日から施行する。

附 則（昭和57年5月31日規則第44号）

この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月22日規則第91号）

この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日規則第17号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月28日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第10条までの改正規定は、平成元年5月7日から施行する。

附 則（平成2年8月28日規則第51号）

この規則は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成4年10月30日規則第74号）

この規則は、平成4年10月31日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第43号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第108号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年9月30日規則第166号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第66号）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第28号抄）

（施行期日）

1 この規則は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月31日規則第109号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日規則第137号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月19日規則第153号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第25号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年8月2日規則第141号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第1条の2第1項第8号に規定する名簿に記載された者（以下「従事者」という。）に変更があった宅地建物取引業者に係る従事者の変更の届出については、改正後の第5条、第24条第1項及び第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月25日規則第89号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

- 70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月29日規則第27号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第52号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第81号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年5月30日規則第71号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月19日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和7年3月28日規則第49号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条第3項の改正規定（同項第1号の改正規定を除く。）並びに第17条及び第19条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第1号様式の2（第13条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第1号様式の3（第19条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第2号様式（第21条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第2号様式の2（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第3号様式（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第5号様式（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）